

02-20-2002

IEET

2.102

Box Assignment  
Commissioner of Patent,  
Washington, DC 20231

101986525

Atty. Ref.: Yanagihara Cases  
32, 33, 34, 42

Please record the attached original document or copy thereof.

Name of Conveying Party(ies):

DIRECTOR GENERAL OF NATIONAL AGRICULTURE RESEARCH CENTER  
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES

Name and Address of Receiving Party(ies):

National Agricultural Research Organization  
1-1, Kannondai 3-Chome,  
Tsukuba-Shi, Ibaraki 305-8517 Japan

REC - 1 2002

Nature of Conveyance:

[ ] Assignment [ ] Security Agreement [ ] Merger [ ] License  
[X] Change of Name [ ] Other:

Execution Date of Document: April 1, 2001

If this document is being filed together with a new application, the execution date of the application is: --

Patent Application Numbers:

Patent Numbers:

5 635 840  
5 587 298  
5 759 797  
6 098 410

Total Number of Applications and Patents Involved: 4. An enclosed check includes the recording fee of \$160.00. The Commissioner is hereby authorized to credit any overpayment, or to charge any additional recording fee required by this paper, to Deposit Account No. 06-1382.

Mail correspondence concerning  
the document to:

FLYNN, THIEL, BOUTELL & TANIS, P.C.  
2026 Rambling Road  
Kalamazoo, MI 49008-1699

To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct, and any attached copy is a true copy of the original document.

Respectfully submitted,

  
Terryence F. Chapman

TFC/ad

FLYNN, THIEL, BOUTELL  
& TANIS, P.C.  
2026 Rambling Road  
Kalamazoo, MI 49008-1699  
Phone: (616) 381-1156  
Fax: (616) 381-5465

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| Dale H. Thiel           | Reg. No. 24 323 |
| David G. Boutell        | Reg. No. 25 072 |
| Ronald J. Tanis         | Reg. No. 22 724 |
| Terryence F. Chapman    | Reg. No. 32 549 |
| Mark L. Maki            | Reg. No. 36 589 |
| David S. Goldenberg     | Reg. No. 31 257 |
| Sidney B. Williams, Jr. | Reg. No. 24 949 |
| Liane L. Churney        | Reg. No. 40 694 |
| Brian R. Tumm           | Reg. No. 36 328 |
| Tricia R. Cobb          | Reg. No. 44 621 |

02/19/2002 LMUELLER 0000096 5635840

160.00 OP

01 FC:581

Encl: Name Change document  
Check  
Postal Card

Total number of pages, including cover sheet, attachments and documents 15

PATENT  
REEL: 012569 FRAME: 0973

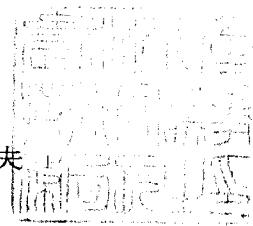
## 証明書

日本国政府の農林水産省に所属する下記国立研究機関が、独立行政法人農業技術研究機構法（平成11年法律第192号）に基づいて2001年4月1日に設立された農業技術研究機構（NARO）に統合されたこと、並びに2001年3月31日以前にこれら機関の所長が所有あるいは代表するすべての特許権及び特許を受ける権利が、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及びその関係政令に基づいて、農業技術研究機構に承継されたことを証明する。

農業研究センター 野菜・茶葉試験場 果樹試験場 畜産試験場  
草地試験場 家畜衛生試験場 北海道農業試験場 東北農業試験場  
北陸農業試験場 中国農業試験場 四国農業試験場 九州農業試験場

2001年8月 1日

農林水産省農林水産技術会議事務局  
事務局長 岩元睦夫



## CERTIFICATE

This is to certify that the under-mentioned national research institutes belonging to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of the Government of Japan were integrated to the National Agricultural Research Organization (NARO), which was established on April 1, 2001, based on the Rule of Independent Administrative Institute National Agricultural Research Organization (1999 Japanese Law No.192); and that all the patents and rights to obtain patents owned or represented by The Directors General of these institutes on or before March 31, 2001 were succeeded by the NARO in accordance with the General Rules of Independent Administrative Institutes (1999 Japanese Law No. 103) and its relevant government ordinance.

National Agriculture Research Center  
National Research Institute of Vegetables, Ornamental Plants and Tea  
National Institute of Fruit Tree Science  
National Institute of Animal Industry  
National Grassland Research Institute  
National Institute of Animal Health  
Hokkaido National Agricultural Experiment Station  
Tohoku National Agricultural Experiment Station  
Hokuriku National Agricultural Experiment Station  
Chugoku National Agricultural Experiment Station  
Shikoku National Agricultural Experiment Station  
Kyushu National Agricultural Experiment Station

August 1, 2001

Director General of Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council Secretariat  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan

Mutsuo IWAMOTO (Seal)

PATENT  
REEL: 012569 FRAME: 0974

CERTIFICATE

I, Toshio ENDO, of National Agricultural Research Organization, 1-1, Kannondai 3-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki , Japan, hereby certify that the following is a true and correct translation, to the best of my knowledge and belief, of an extract of the Rule of Independent Administrative Institutes National Agricultural Research Organization (1999 Japanese Law No. 192) appended herewith.

Place Ibaraki

Date August 1, 2001

*Toshio Endo*

Toshio

ENDO

Translation of an Extract of the Rule of Independent Administrative Institutes  
National Agricultural Research Organization (1999 Japanese Law No. 192)

Chapter I : General Rule

(Object)

Art. 1: The object of this law is to legislate the name, the purpose, the scope of tasks and so on of the Independent Administrative Institutes National Agricultural Research Organization.

(Name)

Art. 2: The name of the Independent Administrative Institute established according to this law and the General Rule of Independent Administrative Institutes (1999 Japanese Law No. 103) shall be National Agricultural Research Organization.

(Purpose)

Art. 3: The purpose of the National Agricultural Research Organization (hereinafter called as Research Organization) shall be to contribute to the progress of agricultural technology.

(Office)

Art. 5: The head office of the Research Organization shall be located in Ibaraki, Japan.

Chapter III : Tasks etc.

(Scope of task)

Art. 10: In order to attain the purpose according to Art. 3, the Research Organization shall take charge of the following tasks:

(1) General examination, research and search regarding agricultural technology.

Supplementary Provision

(Succession of Rights and Duties)

Art. 5: The Research Organization shall succeed all the rights and duties relating to the tasks of Art. 10, which are owned by the State at the establishment of the Research Organization and named by a government ordinance.

する。  
独立行政法人農業技術研究機構法をここに公布  
するものとする。

御名御璽

平成十一年十二月二十二日

内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第百九十二号

独立行政法人農業技術研究機構法

第一章 総則(第一条~第六条)

第二章 役員(第七条~第九条)

第三章 業務等(第十条~第十二条)

第四章 雜則(第十三条~第十四条)

第五章 罰則(第十五条)

附則

第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人農業技術研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業技術研究機構とする。

(研究機構の目的)

第三条 独立行政法人農業技術研究機構(以下「研究機構」という。)は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

第四条 研究機構は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 研究機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第六条 研究機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

第七条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することができる。

附則

第三 研究機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第四 研究機構は、通則法第二十九条第二項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたとき、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

第五 研究機構は、前項の規定による承認を受けたときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評議委員会の意見を聞くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

第六 研究機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第七 研究機構は、第三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第八 研究機構は、前項の規定による承認を受けたときは監事とする。

第九 研究事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十 研究機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一一 農業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。

一二 前項に掲げるもののほか、農業に関する技術上の試験及び研究調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと(農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く)。

一三 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。

一四 前項の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第一條 研究機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたとき、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

第二條 研究機構は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三條 研究機構の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、研究機構の成立の日において、研究機構の相当の職員となるものとする。

第四條 研究機構の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者のうち、研究機構の成立の日において引き続き研究機構の職員となつたもの(次条において「引継職員」という。)であつて、研究機構の成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、研究機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、研究機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかる月から始める。

(第五章 罰則)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第十一条第一項の規定により農林水産大臣は、その違反行為をした研究機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第三条 第十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第四条 第十一条に規定する業務を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたとき。

第五条 第十一条に規定する業務を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたとき。

第六条 第十一条に規定する業務を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたとき。

第七条 第十一条に規定する業務を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたとき。

第八条 第十一条に規定する業務を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたとき。

第九条 第十一条に規定する業務を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたとき。

第十条 第十一条に規定する業務を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたとき。

第十一条 第十一条に規定する業務を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたとき。

第十二条 第十一条に規定する業務を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたとき。

第十三条 第十一条に規定する業務を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたとき。

(研究機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

- 第四条** 研究機構の成立の際現に存する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)、第八百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究機構の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の適用を受ける労働組合なるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)、第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の説明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- (権利義務の承継等)
- 第五条** 研究機構の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究機構の成立の時ににおいて研究機構が承継する。
- 2 前項の規定により研究機構が国有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究機構に対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(血清類及び薬品の製造及び配布の業務に関する経過措置)

**第六条** 研究機構の成立前に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関が薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)、第八十三条の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定により受けた承認は、研究機構の成立の際ににおいて、研究機構が同項の規定により受けた承認とみなす。

2 研究機構は、その成立の日から起算して六ヶ月は、薬事法第八十三条の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項及び第二十四条第一項の規定による許可を受けないで、農林水産省令で定めるところにより、家畜及び家畜専用の血清類及び薬品であつて、前項の規定によりその製造について同法第八十三条の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定により承認を受けたとみなされるもの

の製造及び配布を行うことができる。

(政令への委任)

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるものほか、研究機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(農林水産省設置法の一部改正)

**第八条** 農林水産省設置法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号から第四号までの規定中、「試験研究機関」の下に「及び農林水産省の所管する独立行政法人」を加え、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 独立行政法人農業技術研究機構に関すること。

内閣総理大臣 小淵 恵三

大蔵大臣 宮澤 喜一

農林水産大臣 玉沢徳一郎

独立行政法人農業生物資源研究所法をここに公布する。

御名 御璽  
平成十一年十二月二十二日  
内閣総理大臣 小淵 恵三

## 法律第二百九十三号

独立行政法人農業生物資源研究所法

(理事の職務及び権限等)

**第八条** 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又は、その職務を行つ監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、独立行政法人農業生物資源研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号、以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業生物資源研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人農業生物資源研究所(以下「研究所」という。)は、生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。

(特定独立行政法人)

第四条 研究所は、通則法第二条第一項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 研究所は、主たる事務所を茨城県に置く。

(資本金)

第六条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

(予算)

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

(積立金の処分)

第七条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期目標(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるとこにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができ

る。

PATENT

REEL: 012569 FRAME: 0978

CERTIFICATE

I, Toshio ENDO, of National Agricultural Research Organization, 1-1, Kannondai 3-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki , Japan, hereby certify that the following is a true and correct translation, to the best of my knowledge and belief, of an extract of the Government Ordinance for Arrangement of the Relating Government Ordinance and Transitional Measures at the Enforcement of the General Rule of the Independent Administrative Institutes etc. (1999 Japanese Government Ordinance No. 326) appended herewith.

Place Ibaraki

Date August 1, 2001

*Toshio Endo*

Toshio

ENDO

Translation of an Extract of the Government Ordinance for Arrangement of the  
Relating Government Ordinance and Transitional Measures at the Enforcement of the  
General Rule of the Independent Administrative Institutes etc. (1999 Japanese  
Government Ordinance No. 326)

(Rights and Duties Succeeded by Independent Administrative Institutes)

Art. 35: The rights and duties to be named by the government ordinance that is legislated by the provision described in column 1 of Table 1 shall be as follows:

- (1) The rights and duties named by the Minister described in column 3 relating to the lands, buildings, constructs, shipping and aircrafts which are belong to the department or organization described in column 2 of Table 1.
- (2) The rights and duties relating to the articles used in the department or organization described in column 2 of Table 1 at the establishment of the Independent Administrative Institutes described in column 4 of Table 1.
- (3) The rights and duties other than the above (1) and (2) which are owned by the State relating to the task of the Independent Administrative Institutes described in column 4 and named by the Minister described in column 3 of Table 1

Table 1

|   |   |  |
|---|---|--|
| 1 | Provision                                   | Rule of the Independent Administrative Institutes National Agricultural Research Organization<br>Supplementary Provision, Art. 5   |
| 2 | Department/<br>Organization                 | National Agriculture Research Center;<br>National Research Institute of Vegetable, ornamental Plants and Tea;<br>National Institute of Fruit Tree Science;<br>National Institute of Animal Industry;<br>National Grassland Research Institute;<br>National Institute of Animal Health and<br>National Agriculture Experiment Station<br>Belonging to Ministry of Agriculture, Forestry and Fishery |
| 3 | Minister                                    | Minister of Agriculture, Forestry and Fishery  |
| 4 | Independent<br>Administrative<br>Institutes | National Agricultural Research Organization  |

独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第三百二十六号）（抄）

## 第二章 経過措置

### 第三十三条（略）

（職員の引継ぎに係る政令で定める部局又は機関）

第三十四条 別表第一の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める部局又は機関は、同表の下欄に掲げる部局又は機関とする。

第三十五条 別表第二の表二の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める部局又は機関は、同表の下欄に掲げる部局又は機関とする。

（各独立行政法人の成立の時において承継される権利及び義務等）

第三十六条 別表第二の表二の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める部局又は機関は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 別表第二の表一の第二欄に掲げる部局又は機関の所属に属する土地、建物、工作物、船舶及び航空機（その土地に定着する物及びその建物に附屬する工作物を含む。以下この条及び次条において「土地等」という。）のうち同表の第三欄に掲げる大臣が財務大臣に協議して指定するもの（財務省の醸造研究所の所属に属する土地等にあっては、財務大臣が指定するもの）に関する権利及び義務

二 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第一欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品に関する権利及び義務

三 別表第二の表一の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

2 別表第二の表二の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 別表第二の表二の第二欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第三欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品に関する権利及び義務

二 別表第二の表二の第二欄に掲げる独立行政法人の業務に関し現に国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、同表の第四欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

3 別表第二の表三の第一欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 别表第二の表三の第二欄に掲げる部局又は機関の所属に属する土地等のうち同表の第三欄に掲げる大臣が財務大臣に協議して指定するものに関する権利及び義務

二 别表第二の表三の第四欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の第二欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品のうち同表の第三欄に掲げる大臣が指定するものに関する権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

三 别表第二の表三の第四欄に掲げる独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであつて、同表

の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

4

別表第二の表四の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 別表第二の表四の中欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に同表の下欄に掲げる部局又は機関に使用されている物品のうち經濟産業大臣が指定するものに関する権利及び義務

二 別表第二の表四の中欄に掲げる独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、經濟産業大臣が指定するもの

5 貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号。以下「貿易保険法一部改正法」という。）附則第七条第一項第四号に規定する

政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 独立行政法人日本貿易保険の成立の際現に經濟産業省の貿易經濟協力局貿易保険課、関東經濟産業局、中部經濟産業局及び近畿經濟産業局に使用されている物品のうち經濟産業大臣が指定するものに関する権利及び義務

二 貿易保険法一部改正法による改正前の貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。次条第四項第一号において「旧貿易保険法」という。）による保険事業に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであつて、經濟産業大臣が指定するもの（権利及び義務の承継の際出資があつたものとされる財産）

第三十六条 別表第二の表一の第五欄に掲げる規定に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一 前条第一項第一号の規定により指定された土地等

二 前条第一項第三号の規定により指定された権利に係る財産のうち別表第二の表一の第三欄に掲げるものとする。

2 独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第二百七十一号）附則第五条第二項に規定する政令で定める財産は、独立行政法人国立国語研究所が承継するものとして前条第二項第二号の規定により指定された権利に係る財産のうち文部科学大臣が指定するものとする。

3 別表第二の表二の第五欄に掲げる規定に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

一 前条第三項第一号の規定により指定された土地等

二 前条第三項第三号の規定により指定された権利に係る財産のうち別表第二の表三の第三欄に掲げる大臣が指定するもの

4 貿易保険法一部改正法附則第七条第二項に規定する政令で定める財産は、独立行政法人国立国語研究所が承継する権利のうち旧貿易保険法第十二条、第十八条、第二十二条、第二十七条、第三十二条、第三十七条、第四十二条、第四十六条及び第五十一条の規定に基づき納付を受ける権利に係る財産

二 前号に掲げるものの以外の貿易保険法一部改正法附則第七条第一項の規定により承継される権利に係る財産のうち經濟産業大臣が指定するもの（出資があつたものとされる財産等に係る評価委員の任命）

第三十七条 別表第三の第一欄に掲げる規定に規定する評価委員は、必要な都度、次に掲げる者につき同表の第二欄に掲げる大臣が任命する。

- 一 別表第三の第三欄に掲げる行政機関の職員 一人  
二 財務省の職員 一人

三 別表第三の第四欄に掲げる独立行政法人の役員（当該独立行政法人が成立するまでの間は、当該独立行政法人に係る独立行政法人通則法

- 四 学識経験のある者 二人  
(出資があつたものとされる財産等の評価の方法)

第三十八条 別表第三の第一欄に掲げる規定による評価は、当該規定に規定する評価委員の過半数の一一致によるものとする。

第三十九条 前二条に定めるもののほか、別表第三の第一欄に掲げる規定による評価に關し必要な事項は、同表の第五欄に掲げる省令で定める。

第四十条 独立行政法人北海道開発土木研究所の成立時に出資があつたものとされる財産に係る評価

国土交通大臣が任命する。  
一 財務省の職員 一人

二 国土交通省の職員 一人

三 農林水産省の職員 一人

四 独立行政法人北海道開発土木研究所の役員（独立行政法人北海道開発土木研究所が成立するまでの間は、独立行政法人北海道開発土木研究所に係る通則法第十五条第一項の設立委員） 一人

五 学識経験のある者 一人

2

「同表の第五欄に掲げる省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。  
(追加して出資する財産)

第四十一条 別表第四の上欄に掲げる規定により追加して出資する政令で定める財産は、同表の中欄に掲げる財産のうち、同表の下欄に掲げる大

臣が財務大臣に協議して指定するものとする。

(国有財産の無償使用)

第四十二条 別表第五の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める部局又は機関は、同表の下欄に掲げる部局又は機関とする。

別表第六の上欄に掲げる規定に規定する政令で定める国有財産は、同表の中欄に掲げる独立行政法人の成立の際現に専ら当該規定に規定する部局又は機関に使用されている同表の下欄に掲げる国有財産とする。

## 3

前項の国有財産については、通則法第十四条第一項の規定により指名を受けた別表第六の中欄に掲げる独立行政法人の長となるべき者が当該独立行政法人の成立前に申請したときに限り、当該独立行政法人に対し、無償で使用させることができる。  
 (健康保険法等の適用に関する経過措置)

## 第四十三条

別表第七の上欄に掲げる独立行政法人の成立前に健康保険法（大正十一年法律第七十号）、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律九号）、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、電波法（昭和二十五年法律第一百三十一号）、火薬類取締法（昭和二十五年法律第一百四十九号）、原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十六号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十七号）、調理師法（昭和三十三年法律第一百四十七号）、電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百十七号）又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の規定により同表の中欄に掲げる部局又は機関について国に対しされた許可、承認、登録、指定その他の処分又は通知その他の行為であつて、同表の下欄に掲げる規定により当該独立行政法人が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞれの法律の規定により当該独立行政法人に対しされた許可、承認、登録、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

## 2

別表第七の上欄に掲げる独立行政法人の成立前に健康保険法、化製場等に関する法律、医療法、電波法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、麻薬及び向精神薬取締法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、調理師法、電気事業法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の規定により同表の中欄に掲げる部局又は機関について国がしている届出その他の行為であつて、同表の下欄に掲げる規定により当該独立行政法人が承継することとなる権利及び義務に係るものは、当該独立行政法人の業務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞれの法律の規定により当該独立行政法人がした届出その他の行為とみなす。  
 (港湾法等の適用に関する経過措置)

## 第四十四条

別表第七の上欄に掲げる独立行政法人の成立前に同表の中欄に掲げる部局又は機関について国が港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）の規定により港湾管理者とした協議に基づく行為、道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）の規定により道路管理者にした協議に基づく占用、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の規定により公園管理者とした協議に基づく占用、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）の規定により海岸管理者にした協議に基づく占用又は河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）の規定により河川管理者とした協議に基づく占用若しくは行為であつて、当該独立行政法人の業務に係るものは、当該独立行政法人の成立後は、それぞれ、当該独立行政法人に対して港湾法の規定により港湾管理者がした許可（独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航

訓練所及び独立行政法人海員学校にあつては、当該独立行政法人が同法の規定により港湾管理者とした協議)に基づく行為、道路法の規定により道路管理者がした許可に基づく占用、都市公園法の規定により公園管理者がした許可に基づく占用、海岸法の規定により海岸管理者がした許可に基づく占用又は河川法の規定により河川管理者がした許可に基づく占用若しくは行為とみなす。

#### 附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

別表第一（第三十四条関係）

| (略)                                     | (略)  |
|---|--|
| 独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）附則第二条 | 農林水産省の農林水産消費技術センター                                       |
| 独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号）附則第二条     | 農林水産省の種苗管理センター   |
| 独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）附則第二条     | 農林水産省の家畜改良センター   |
| 独立行政法人肥飼料検査所法（平成十一年法律第百八十六号）附則第二条       | 農林水産省の肥飼料検査所   |
| 独立行政法人農業検査所法（平成十一年法律第百八十七号）附則第二条        | 農林水産省の農業検査所  |
| 独立行政法人農業者大学校法（平成十一年法律第百八十八号）附則第二条       | 農林水産省の農業者大学校   |
| 独立行政法人林木育種センター法（平成十一年法律第百八十九号）附則第二条     | 農林水産省の林木育種センター   |
| 独立行政法人さけ・ます資源管理センター法（平成十一年法律第百九十号）附則第二条 | 農林水産省のさけ・ます資源管理センター                                      |
| 独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）附則第二条        | 農林水産省の水産大学校  |
| 独立行政法人農業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）附則第二条     | 農林水産省の農業研究センター、野菜・茶葉試験場、果樹試験場、畜産試験場、草地試験場、家畜衛生試験場及び農業試験場 |
| 独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）附則第二条    | 農林水産省の農業生物資源研究所及び蚕糸・昆虫農業技術研究所                            |

独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）附則第二条

農林水産省の農業環境技術研究所

独立行政法人農業工学研究所法（平成十一年法律第百九十五号）附則第二条

農林水産省の農業工学研究所

独立行政法人食品総合研究所法（平成十一年法律第百九十六号）附則第二条

農林水産省の食品総合研究所

独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）附則第二条

農林水産省の国際農林水産業研究センター

独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第二条

農林水産省の森林総合研究所

独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条

農林水産省の水産研究所、養殖研究所及び水産工学研究所

独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）附則第二条

農林水産省の水産研究所、養殖研究所及び水産工学研究所

別表第一（第三十五条、第三十六条関係）

表一

|                             |                    | 一            | 二                  | 三      | 四                  | 五      |
|-----------------------------|--------------------|--------------|--------------------|--------|--------------------|--------|
| （略）                         |                    | （略）          | （略）                | （略）    | （略）                | （略）    |
| 独立行政法人農林水産消費技術センター法附則第五条第一項 | 農林水産省の農林水産消費技術センター | 農林水産大臣       | 独立行政法人農林水産消費技術センター | 農林水産大臣 | 独立行政法人農林水産消費技術センター | 農林水産大臣 |
| 独立行政法人種苗管理センター法附則第五条第一項     | 農林水産省の種苗管理センター     | 農林水産大臣       | 独立行政法人種苗管理センター     | 農林水産大臣 | 独立行政法人種苗管理センター     | 農林水産大臣 |
| 独立行政法人家畜改良センター法附則第五条第一項     | 農林水産省の家畜改良センター     | 農林水産大臣       | 独立行政法人家畜改良センター     | 農林水産大臣 | 独立行政法人家畜改良センター     | 農林水産大臣 |
| 独立行政法人肥飼料検査所法附則第五条第一項       | 農林水産省の肥飼料検査所       | 農林水産大臣       | 独立行政法人肥飼料検査所       | 農林水産大臣 | 独立行政法人肥飼料検査所       | 農林水産大臣 |
| 独立行政法人農業者大学校法附則第一条第一項       | 農林水産省の農業者大学校       | 農林水産大臣       | 独立行政法人農業者大学校       | 農林水産大臣 | 独立行政法人農業者大学校       | 農林水産大臣 |
| 独立行政法人農業者大学校法附則第一条第一項       | 農林水産大臣             | 独立行政法人農業者大学校 | 同条第二項              | 同条第二項  | 同条第二項              | 同条第二項  |

|                              |                     |        |                     |       |
|------------------------------|---------------------|--------|---------------------|-------|
| 独立行政法人林木育種センター法附則第五条第一項      | 農林水産省の林木育種センター      | 農林水産大臣 | 独立行政法人林木育種センター      | 同条第二項 |
| 独立行政法人さけ・ます資源管理センター法附則第五条第一項 | 農林水産省のさけ・ます資源管理センター | 農林水産大臣 | 独立行政法人さけ・ます資源管理センター | 同条第二項 |
| 独立行政法人水産大学校法附則第五条第一項         | 農林水産省の水産大学校         | 農林水産大臣 | 独立行政法人水産大学校         | 同条第二項 |
| 独立行政法人農業技術研究機構法附則第五条第一項      | 農林水産省の農業研究センタ       | 農林水産大臣 | 独立行政法人農業技術研究機構      | 同条第二項 |
| 独立行政法人農業生物資源研究所法附則第五条第一項     | 農林水産省の農業生物資源研究所     | 農林水産大臣 | 独立行政法人農業生物資源研究所     | 同条第二項 |
| 独立行政法人農業環境技術研究所法附則第五条第一項     | 農林水産省の農業環境技術研究所     | 農林水産大臣 | 独立行政法人農業環境技術研究所     | 同条第二項 |
| 独立行政法人農業工学研究所法附則第五条第一項       | 農林水産省の農業工学研究所       | 農林水産大臣 | 独立行政法人農業工学研究所       | 同条第二項 |
| 独立行政法人食品総合研究所法附則第五条第一項       | 農林水産省の食品総合研究所       | 農林水産大臣 | 独立行政法人食品総合研究所       | 同条第二項 |
| 独立行政法人国際農林水産業研究センター法附則第五条第一項 | 農林水産省の国際農林水産業研究センター | 農林水産大臣 | 独立行政法人国際農林水産業研究センター | 同条第二項 |
| 独立行政法人森林総合研究所法附則第五条第一項       | 農林水産省の森林総合研究所       | 農林水産大臣 | 独立行政法人森林総合研究所       | 同条第二項 |
| 独立行政法人水産総合研究所法附則第五条第一項       | 農林水産省の水産研究所、養殖研究所   | 農林水産大臣 | 独立行政法人水産総合研究所       | 同条第二項 |
| 独立行政法人水産大学校法附則第五条第一項         | 農林水産省の水産大学校         | 農林水産大臣 | 独立行政法人水産大学校         | 同条第二項 |